

宇部市告示第 1 4 2 号

宇部市国民健康保険条例第 1 7 条の 8 の規定により、令和 8 年度の国民健康保険料軽減額を次のように定めた。

令和 8 年 6 月 1 日

宇 部 市 長 篠 崎 圭 二

1 子ども・子育て支援納付金賦課額

( 1 ) 宇部市国民健康保険条例第 1 7 条の 2 に掲げる保険料の軽減なし

1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日以前である被保険者の  
被保険者均等割の 1 人当たり軽減額

1 , 4 7 5 円から宇部市国民健康保険条例第 1 7 条の 5 に掲げる保険料の  
軽減額を控除した額

( 2 ) 宇部市国民健康保険条例第 1 7 条の 2 第 1 項第 1 号該当

1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日以前である被保険者の  
被保険者均等割の 1 人当たり軽減額

4 4 2 円から宇部市国民健康保険条例第 1 7 条の 5 に掲げる保険料の  
軽減額を控除した額

( 3 ) 宇部市国民健康保険条例第 1 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当

1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日以前である被保険者の  
被保険者均等割の 1 人当たり軽減額

7 3 7 円から宇部市国民健康保険条例第 1 7 条の 5 に掲げる保険料の  
軽減額を控除した額

(4) 宇部市国民健康保険条例第17条の2第1項第3号該当

18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の  
被保険者均等割の1人当たり軽減額

1,180円から宇部市国民健康保険条例第17条の5に掲げる保険料の  
軽減額を控除した額